### 平成23年 第2回定例会

## 多摩六都科学館組合議会会議録

平成 23 年 10 月 26 日開会 平成 23 年 10 月 26 日閉会

多摩六都科学館組合議会

# 平成23年多摩六都科学館組合議会第2回定例会会議録

○期 日 平成23年10月26日(水)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

#### ○出席議員(8名)

3 番	奥	谷	浩	_	君		4 番	Щ	崎	秋	雄	君
5番	斉	藤	正	彦	君		6番	斉	藤	あき	き子	君
7番	桜	木	善	生	君		8番	永	田	雅	子	君
9番	稲	垣	裕	_	君		10番	大	林	光	昭	君

#### ○欠席議員(2名)

1番 木 村 まゆみ 君 2番 吉 池たかゆき 君

#### ○出席説明員

 管理者 坂 口 光 治 君
 監査委員 髙 木 保 男 君

 会計 音 名古屋 幸 男 君
 事務局長 伊 藤 憲 一 君

 管理運営 長 神 田 正 彦 君
 総務係 豊 田 和 徳 君

 課長 神 田 正 彦 君
 主 査 豊 田 和 徳 君

#### ○議会職員出席者

書 記 星 智加子 君

#### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 議案第11号 多摩六都科学館組合個人情報保護条例
- 5 議案第12号 多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 6 議案第13号 平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第14号 平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算 (第1号)
- 8 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 9 議案第16号 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について

#### 平成23年多摩六都科学館組合議会第2回定例会

平成23年10月26日(水)午前9時55分開会

○議長(桜木善生君) これより平成23年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。1番 木村まゆみ議員、2番 吉池たかゆき議員は公務のため欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、議会を開会いたします。

\_\_\_\_\_

○議長(桜木善生君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第4番 山崎 秋雄議員及び第5番 斉藤正彦議員を御指名申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_

○議長(桜木善生君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

○議長(桜木善生君) 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。坂口管理者。

**〇管理者(坂口光治君)** おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、平成23年第1回定例会(平成23年2月)から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

最初に、9月16日に実施いたしました例月出納検査及び定期監査について御報告いたします。例月出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づく、平成23年6月から8月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。定期監査は、同監査委員条例第2条第1項の規定に基づく、平成23年4月から8月までの財務に関する事務の執行状況の監査でございます。また、平成22年度の決算審査をあわせて実施しているところでございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨の報告をいただいて

おります。

次に、この夏の電力不足、既に収束しておりますが、当科学館の節電対策について御報告をさせていただきます。政府は、この夏の電力不足に対応するため、ピーク時の電力需要を15%削減するといたしました。そこで、節電対策を全館、これは事務局、委託企業を挙げて取り組みをいたしました。節電対策といたしましては、全館、小まめな室温調節により、28度Cを維持するよう努める。廊下、カフェテリア、売店、一部展示室において、ハロゲンライト、これは85ワットでございまして、370個あるわけでございますが、LED電球4.7ワットのものに交換いたしました。このことによりまして、約18分の1の消費電力となりました。展示室、イベントホール、休憩室、事務室等の照明を間引き点灯することを実施いたしました。電力使用量、電力料金、節電効果でございますが、6月から9月の電力使用量は前年度と比較いたしまして4カ月平均で27.5%減少し、電力料金につきましては4カ月で237万円余、率にいたしますと35.5%減少するという効果を上げております。この冬、来年の夏の電力需要も厳しい状況が想定されていますので、今回の節電対策は今後も続けるよう事務局へ指示をしているところでございます。

次に、入館者の状況について御報告申し上げます。本年4月から9月、平成23年度の上半期ということになりますが、入館者は11万2,843人となりまして、昨年度の同期と比較いたしますと1万1,985人の増、率にいたしますと11.9%の増となっております。

次に、実施事業に移らせていただきますが、春休みには「ロクト☆恐竜パーツラボ」、ゴールデンウイークには「ロクト・ロボットパーク」、夏休みには「トリックアート展」を開催しております。夏休みには、プラネタリウム番組といたしまして、子どもさんに人気の高い「ドラえもん宇宙ふしぎ大探検」を投影いたしました。また、全天周映画では、人気の高い迫力のある5作品を「ロクト全天周映画まつり」としてリバイバル上映しております。おかげさまでプラネタリウム番組、全天周映画とも御好評をいただきまして、集客増につながったと思っております。

次に、多摩・島しょ子ども体験塾でございますが、昨年に引き続き、構成市の御協力により実現できました事業でございます。「米村でんじろうのたまろくとサイエンスショー」は、10月7日にルネこだいら、11月13日に清瀬けやきホールにおいて開催される予定となっておりますが、どちらの会場も募集人員の3.5倍を超える申し込みをいただいての実施となります。また、多摩六都科学館では、オリジナル廃品楽器を使いましたパフォーマンス活動で注目を浴びているティコボによる「星空ガラクタがっきコンサート」を9月17日、18日及び23

日に開催しているところでございます。参加者は590人でございました。また、世界で注目されております天才ロボットクリエーター、高橋智隆さんの「高橋智隆のロボット体験教室」を10月9日、16日に開催いたしました。参加者は240人でございました。

最後になりますが、プラネタリウム設備改修工事請負契約及び指定管理者指定議案につきまして本議会に提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

概略でございますが、以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(桜木善生君) 御苦労さまでした。

ただいまの御報告に対して御質疑あれば。――よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 質疑なしと認めます。

以上をもちまして「行政報告」を終わります。

○議長(桜木善生君) 日程第4「議案第11号 多摩六都科学館組合個人情報保護条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

**〇管理者(坂口光治君)** それでは、御説明をさせていただきます。議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護条例」の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、平成24年4月1日より多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の管理を指定管理者が行うことに伴い、当該施設の管理を通じて取得した個人情報が適切に取り扱われ、個人の権利利益が保護されるよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

- ○議長(桜木善生君) 続きまして、補足説明を求めます。伊藤事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) 議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護条例」の制定について、管理者に補足して御説明申し上げます。

個人情報保護条例につきましては、既に、各構成市では、個人情報の保護に関する法律や

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成15年5月に制定及び一部施行され ました。また、平成17年4月より全面施行となりまして、現在の個人情報保護体制が条例と して整備されている状況であります。当組合におきましても、個人情報保護に関する関連法 令の施行を受けまして、現在まで条例制定までには至りませんでしたけれども、大変申しわ けございませんでしたが、多摩六都科学館プライバシーポリシーを内規といたしまして、こ の規定に基づき、事務局職員及び委託業者をはじめとする外部協力者における個人情報の適 正な取得、利用等の取り扱いに努めてまいりました。多摩六都科学館で取り扱う個人情報の 内容といたしましては、各種事業のプログラムの申し込み、アンケート調査、科学館ホーム ページ等を利用されるお客様より提供を受けます住所、氏名、電話番号、電子メールアドレ ス、学年または年齢が主なものでございます。平成24年4月1日から多摩六都科学館の管理 を指定管理者に行わせることに伴い、当該施設の管理を通じて取得した個人情報が適切に管 理されるよう、住民からの信頼を担保するために条例を制定するものでございます。これは、 平成15年6月に公布されました地方自治法の一部改正にて、指定管理者が管理を通じて取得 した個人情報については、個人情報保護条例において、個人情報の保護に関して必要な事項 を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等必要な措置を講ずること とされていますことから、よって、これらのことを踏まえまして、指定管理者を導入するに 当たり、実施機関の職員と同様の責務を規定し、明確に個人情報が保護されることを住民に 担保するため、個人情報保護条例を制定するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、個人情報保護条例について御説明申し上げます。

条例の1ページをお開きください。初めに、第1章、総則でございます。

第1条の目的でございますが、条例の目的としましては、個人情報を保護するとともに、個人に関する個人情報の開示請求等の権利を保護することによって住民の基本的人権を擁護するために、個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を明らかにしております。

次に、第2条の用語の定義でございます。第1号は実施機関についての定義であります。 管理者、監査委員、公平委員会及び議会を対象としております。第2号は個人情報について の定義であります。個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの であって、文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録に記録されるものまたは記録された ものとしております。

また、第3条から第5条までは実施機関、職員、住民、事業者の責務について規定しております。

続きまして、第2章、個人情報の保管等の制限でございます。

第6条の保管等の一般的制限でございます。個人情報の保管等を行うときは、その所掌事 務の目的達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行うことを義務づけております。

2ページをお開きください。第7条、個人情報の保管等の届出でございます。個人情報の保管等を新たに開始しようとするとき、廃止するとき、または、変更するときは、あらかじめ管理者に届け出ることを義務づけております。また、届出を受理したときは公表すること及び一般の閲覧に供することを義務づけております。

次に、第8条の収集方法の制限でございます。個人情報の収集は原則として本人からの直接収集を義務づけております。

第9条の適正な維持管理でございます。個人情報の保管等をするときは、適正な維持管理 を図るため個人情報管理責任者を定め、個人情報の正確性、最新の内容の確保、個人情報の 改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故防止等について定めております。

次に、第10条の目的外利用及び外部提供の制限でございます。ここでは、本人の同意または法令の定めがあるとき等、第2項に定める場合を除き、個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止を定めております。

3ページをお開きください。続きまして、第3章、自己情報の開示請求等の権利でございます。

第13条では開示請求者、実施機関が不開示できる自己情報の内容、及び、不開示情報と非 開示情報がある情報の一部の開示等について規定しております。

第14条では存否情報の開示拒否について、また、第15条から第17条では個人情報の訂正、 削除及び目的外利用等の中止に関する請求について規定しております。

続きまして、4ページから5ページにわたりますけれども、第18条から第22条までは事務手続について規定しております。

5ページをお願いいたします。第4章、救済手続及び救済機関でございます。

まず、第23条では、開示請求の決定に対しまして不服申し立てがあった場合は多摩六都科 学館組合個人情報保護審査会へ諮問することについて規定しております。

第24条では多摩六都科学館組合個人情報保護審査会について規定しております。第2項では、当組合が取り扱う個人情報の種類及び内容等を考慮いたしまして個人情報保護審議会の役割も持つよう定めたものでございます。よって、第3項では、構成人数は学識経験を有する者のうちから5人以内で組織することと定めております。

続きまして、第5章、個人情報処理受託者等の義務及び事業者に対する指導、勧告等でございます。

まず、第25条では個人情報処理受託者及び指定管理者の義務に関して規定しております。 第1項では個人情報処理受託者に関して、第2項では組合の公の施設の管理を行わせる指定 管理者に関して、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものと定めておりま す。第3項では、実施機関にも、第1項及び第2項で規定する受託者または指定管理者に対 して、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずるよう責務を定めております。第4項及 び第5項では、受託者及び指定管理者についても、第3条に規定しております実施機関及び 職員の責務と同様の責務を定めております。

6ページをお願いいたします。第6章、雑則でございます。

第27条から第32条までは、個人情報目録の作成、運用状況の公表、苦情の処理、他の法令 との調整等、各事項について規定しております。

第7章、罰則でございます。

第33条では罰則を規定しております。

最後に、附則でございますけれども、施行日は指定管理者による管理が始まります平成24 年4月1日を予定しております。

以上で議案第11号の補足説明とさせていただきます。

〇議長(桜木善生君) 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。5番 斉藤正彦議員。

- ○5番(斉藤正彦君) 4月1日から指定管理者制度になるということなんですけども、私も 多摩六都でよくわからないというか、それはかなりあるのですが、指定管理者にしますと中 身的に本当に変わるということで、指定管理者の中に、今までの職員とか従事していた人、 その割合みたいなものはあるんですか。
- 〇議長(桜木善生君) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) 私どもには、今、委託業者が3社入っております。大きく分けますと、施設管理、警備安全、それからまた、清掃関係ですけれども、社員の方が1名、契約社員の方が3名、有期的な契約、パート、フルタイムの方もいらっしゃいますが、10名ということで、合計14名です。それから、プラネタリウムの運営業務に当たる業者がございます。こちらは、正社員が3名、派遣社員が3名、それから、スタッフ、アルバイトですけれども、4名、合計10名ということになっております。それから、展示学習室の運営業務、また、受

付担当も含めますけれども、社員が10名、契約社員が7名、それから、アルバイト・パートですが、12名、合わせて29名ということで、以上でございます。

- 〇議長(桜木善生君) 5番 斉藤議員。
- **○5番(斉藤正彦君)** その中で、指定管理者というのはどこかの会社を指定管理者に指定するわけですけども、この方がほとんど中に従事されるのですか。
- 〇議長(桜木善生君) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) 事業関係は、全部指定管理者のほうに事務が移行されます。それで、私ども多摩六都科学館組合につきましては、固有職員、こちらで雇われた職員が5名おります。それで、また、私も含めて構成5市から1人ずつ派遣されておりますので、派遣職員が5名ということで、その他に臨時的な職員、それからまた、嘱託が2人おりますけれども、事業が指定管理者に移りますので、派遣の職員は平成23年度末をもって廃止いたします。それで、残ります固有職員につきましては、こちらの組合の事務をやっていただくというふうに考えております。その事務の内容ですけれども、もちろん、組合議会、組合の庶務的な仕事、それからまた、新しく生まれる仕事といたしましては、お客様の満足度を調査しなければいけないということで、モニタリングの調査等が始まります。もちろん、アンケート等もやっていきたいと思っています。そのような事務が残りますので、固有職員5名で対応していきたいと考えております。
- 〇議長(桜木善生君) 5番 斉藤正彦議員。
- **○5番(斉藤正彦君)** ありがとうございます。個人情報の問題ですから、新しい人が入ってきたり、そういうことで漏えいされる等という心配がありますので、その辺でちょっとお聞きしたのですけども、よろしくお願いします。
- ○議長(桜木善生君) ほかにございませんか。第10番 大林議員。
- **〇10番(大林光昭君)** 内容については理解をしたのですが、1点、運用の部分で、実際に指定管理者のほうで業務が始まって、個人情報の書類等の管理について、その運用について何らかのチェックをする仕組みというか、管理者のほうでどういう形をとるのかとか、そういったことについてちょっとお聞かせいただきたいです。
- 〇議長(桜木善生君) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) 今回、条例を御提案しておりますけれども、運用につきましては施行規則を定めますので、細かな運用につきましては、その施行規則に基づいて運用していくものと考えております。ただ、指定管理者が事業を進めていく中で、11月から指定管理者

への事業の引き継ぎがございます。来年の3月までの期間を引き継ぎというふうに考えております。その間で、今度引き継ぎをされます指定管理者にお願いをいたしまして、多摩六都科学館組合個人情報保護条例、これに基づきまして指定管理者の研修をしていただきたいなと考えております。個人情報を保護するための研修です。もちろん、今回、指定管理者を選ぶにつきまして、プロポーザル・コンペティションというんですか、企画提案競技で提案書をいただいた中にも、各社の個人情報についての取り決め、それからまた、運用等の記載もございましたので、研修等を実施する中で個人情報を保護していきたいというふうに考えております。それからまた、研修もしかりなんですが、適宜、運営協議会となるものを、仮称ではありますけども、年に6回程度実施する。これは、事務局と指定管理者と、それからまた、利用者の代表が集まります会議体というふうに考えておりますが、そのような場所でも個人情報の取り扱いについて検討・協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(桜木善生君) 大林議員。
- O10番(大林光昭君) わかりました。昨今、個人情報の漏えいについて大きな問題、あるいは、損害賠償といったニュースも出ておりますので、外部機関での書類の管理の仕方であったりとか、さまざまなものについては一定程度チェックをする仕組みが必要ではないかなというふうに思っております。研修は当然やっていただければと思うのですけれども、その辺についても規則等を定めていただければ、なお一安心かなというふうに思いますので。

それから、もう1点、11月から引き継ぎが始まるということですけれども、条例自体は4月からになるかと思いますので、この期間も一定程度の担保はできるというふうに考えてよるしいですか。

- 〇議長(桜木善生君) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) そこのところはちょっと悩ましいところなんですけども、私どもは、先ほど御説明いたしましたように、個人情報保護法に基づきました多摩六都科学館組合のプライバシーポリシーを作成しておりますので、これをもとに、また、平成24年4月1日からこちらが施行されますので、これらを引き継ぎ期間に対応してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(桜木善生君) ほかにございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(桜木善生君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護条例」を採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(桜木善生君) 日程第5「議案第12号 多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

○管理者(坂口光治君) それでは、議案第12号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を 改正する条例」の提案理由を御説明いたします

本議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、平成24年4月1日より多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の管理を指定管理者に行わせることに伴い、関係規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

- ○議長(桜木善生君) 続いて、補足説明を求めます。伊藤事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) 議案第12号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する 条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

今回の一部改正の内容といたしましては、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に対する情報公開の努力義務に関して規定を整備するものでございます。

資料1の「多摩六都科学館組合情報公開条例新旧対照表」をごらんください。

第20条に、指定管理者に関する規定として、公の施設の指定管理者の情報公開を追加規定 しております。指定管理者が組合の指定を受けて公の施設を管理することから、情報の提供 等を含め、情報の公開に努める必要があるため、新たに指定管理者に対して情報公開を行う ため必要な措置を講ずるよう努めることと、実施機関がそれを指導することを規定するもの でございます。 また、現行の第20条、第21条、第22条のそれぞれの条項を繰り下げいたします。

施行日は、こちらの指定管理者の管理が始まります平成24年4月1日としております。 議案第12号の補足説明とさせていただきます。

○議長(**桜木善生君**) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桜木善生君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(桜木善生君) 日程第6「議案第13号 平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入 歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

**○管理者(坂口光治君)** 議案第13号「平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 〇議長(**桜木善生君**) 補足説明を求めます。伊藤事務局長。
- **〇事務局長(伊藤憲一君)** 議案第13号「平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の御説明を申し上げます。

決算書で御確認いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額7億8,641万7,000円に対しまして、歳入決算額7億8,198万3,247円、歳出決算額7億7,194万6,639円でございます。歳入歳出差引残額と翌年度繰越額は同額で1,003万6,608円となっております。

大変恐縮でございますけども、内容につきましては、お時間の都合がございますので、主立ったものに絞って御説明をさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金は、当初予算額は6億4,057万5,000円、調定額及び収入済額はともに同額の6億4,057万5,000円となっております。なお、各構成市別の内訳を記載してございますので、御参照いただければと思います。

第2款使用料及び手数料は、昨年の春休みに「トリックアート展」、夏休みには「昆虫展」を開催しております。また、夏休みの番組といたしまして、プラネタリウム番組では「銀河鉄道の夜」、全天周映画では「シーレックス」、これは恐竜ものでございますけれども、これが好評で、夏休みの期間でございますが、7月、8月の集客は例年を5,000人超えて、5万人を超えております。その時点で16万人の集客を見込みまして、平成23年2月に使用料及び手数料780万円を増額補正させていただきましたけれども、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、3月15日から3月31日まで16日間を臨時休館としたため、結果的には、補正後の予算額と比較いたしますと、374万円の減となっております。当初予算と決算額を比較いたしますと、405万円余の増額となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額3,300万円から960万円を減額補正しております。予算現額は2,340万円となっております。調定額及び収入済額も同額となっております。減額の理由といたしましては、この後で繰越金のところで御説明いたしますけれども、1,064万円余の繰越金の増がありましたので、繰入金を減額しております。

第6款繰越金は、当初予算額800万円に1,064万7,000円を増額補正しております。予算現額は1,864万7,000円となり、調定額及び収入済額とも1,864万7,591円となっております。これは平成21年度決算の剰余金でございます。

第7款諸収入ですが、当初予算額1,610万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,539万5,478円となっております。予算現額に対する収入割合でございますが、95.6%とな

っております。内訳といたしましては備考欄に記載してあるとおりでございます。

以上の結果、歳入につきましては、当初予算額7億7,757万円に884万7,000円を増額補正 し、歳入合計の予算現額は7億8,641万7,000円に対し、調定額及び収入済額はともに7億 8,198万3,247円となり、予算現額と収入済額の比較では443万3,753円の収入減となり、収入 率は99.4%となっております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。16ページ、17ページをお開きください。

第1款議会費でございますが、予算現額153万2,000円に対しまして、支出済額は144万 6,483円、不用額は8万5,517円で、執行率は94.4%となっております。

第2款総務費ですが、当初予算額3億79万1,000円に871万7,000円を増額補正し3億950万8,000円となり、これに対しまして、支出済額は3億72万3,426円、不用額は878万4,574円で、執行率は97.2%となっております。このうち、1項1目一般管理費でございますが、主なものといたしまして、管理者等の報酬及び職員の人件費並びに需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金、基金積立金などがございます。

第1節報酬は、正副管理者、理事3名、事業評価委員会委員5名、館長、嘱託員の報酬、支出済額は1,123万5,337円、不用額は32万8,663円で、執行率は97.2%となっております。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費、第19節負担金補助及び交付金のうち退職 手当組合負担金等が科学館の職員10名の人件費となっております。人件費総額は8,794万 8,460円、執行率は97.6%となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。第11節需用費は消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修繕料等で、主なものといたしましては、消耗品費、これは文具、 図書、管理棟の照明、蛍光灯でございますが、118万2,937円、印刷製本費67万8,174円、光 熱水費2,455万9,758円、修繕料418万7,374円などがございます。支出済額は3,070万4,011円、 執行率は89.6%、不用額は354万5,989円となっております。

次に、第13節委託料は、支出済額は8,016万4,499円、執行率は99.3%、不用額は59万7,501円となっております。主なものといたしましては、施設管理・警備安全管理業務7,364万7,000円、エレベーター保守点検業務91万3,500円、館内ネットワーク保守管理業務136万800円、館庭樹木・庭園管理業務227万4,430円などがございます。

第14節使用料及び賃借料は、支出済額は2,068万1,850円、執行率は98.9%、不用額は23万2,150円となっております。主なものといたしまして、第1駐車場借上料1,512万円、臨時駐車場借上料225万7,200円、事務用パソコン借上料55万2,510円となっております。

次に、20ページ、21ページをお開きください。第15節工事請負費は、支出済額は505万80円、執行率は95.5%、不用額は23万5,920円で、これは契約差金によるものでございます。 主なものといたしまして、エレベーター補修工事229万3,200円、展示棟外壁等補修工事215万1,030円、館内施設照明改修工事11万7,600円、駐輪場拡張工事48万8,250円となっております。

続きまして、第25節積立金ですけれども、財政調整基金につきましては、平成21年度決算 剰余金1,864万7,591円の2分の1の932万4,000円を財政調整基金に積み立てております。ま た、施設整備基金につきましては5,000万円を積み立てております。

以上が総務費でございます。

これからは管理運営課長より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(桜木善生君) 管理運営課長。
- 〇管理運営課長(神田正彦君) では、続きまして、事業費ですが、主なものとしましては、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金などの事業運営に要する経費でございます。当初予算2億2,865万6,000円から13万円を増額補正し、予算現額2億2,878万6,000円に対し支出済額は2億2,475万3,871円で、執行率は98.2%、不用額は403万2,129円となっております。

第1目事業費、第8節報償費は科学館事業講師謝金、ボランティア謝金等で、支出済額は 186万1,209円、執行率は65.8%、不用額は96万7,791円となっております。

次に、第11節需用費は展示・学習室、受付案内、プラネタリウムの各消耗品費、特別展のパンフレット等の印刷製本費、展示物、プラネタリウム機器の修繕料となっております。支出済額は1,359万4,180円、執行率は94.2%、不用額は84万3,820円、いずれも実績による残となっております。消耗品費は390万5,516円となります。印刷製本費は168万1,837円、修繕料は800万6,827円となっております。

次に、22ページ、23ページをお開きください。第13節委託料は、支出済額は1億8,619万7,401円、執行率は99.1%、不用額は166万599円となっております。主なものは、展示・学習室運営業務6,469万3,650円、展示物保守点検業務1,009万1,550円、特別展等開催業務1,120万5,441円、プラネタリウム運営業務3,988万386円、プラネタリウム一般投影番組等作成業務649万9,500円、プラネタリウム機器等保守点検業務1,211万7,000円、受付案内業務1,570万5,900円、駐車場運営管理業務362万3,648円、科学館ニュース・ポスター制作及び発送業務468万9,454円などとなっております。最後の多摩・島しよ広域連携事業業務は1,102万

5,000円ですが、これが多摩・島しょ子ども体験塾の補助金の使途となっております。

第14節使用料及び賃借料は、支出済額は1,958万1,979円、執行率は98.2%、不用額は36万2,021円となっております。主なものは、全天周映像ソフト借上料1,698万9,000円、発券機借上料207万1,844円などとなっております。

第15節工事請負費は、支出済額は50万4,315円、執行率は92.4%、不用額は4万1,685円となっております。

第18節備品購入費は、支出済額は40万1,625円、執行率は99.9%、不用額は375円となっています。

24ページ、25ページをお開きください。次に、第4款公債費ですが、東京都区市町村振興基金から合計48億1,200万円を借り入れた組合債の元金償還金及び利子で、支出済額は2億4,502万2,859円、執行率は約100%となっております。なお、平成22年度末の未償還元金は1億9,703万4,134円で、利子を含めた償還元利金は2億294万5,158円、償還は平成23年度が最終年度となっております。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額は7億7,757万円、補正予算額884万7,000円の増額により、予算現額は7億8,641万7,000円、支出済額は7億7,194万6,639円で、差し引き1,447万361円の不用額となり、執行率は全体で98.2%となっております。

続きまして、26ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、歳入総額は7億 8,198万3,247円、歳出総額は7億7,194万6,639円、歳入歳出差引残額は1,003万6,608円、翌 年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の1,003万6,608円となります。

次に、28、29ページをお開きください。財産に関する調書ですが、1の公有財産については、平成22年度は増減はございません。

2の物品は、平成22年度末の50万円以上の物品を掲載しております。

3の基金は、財政調整基金につきましては、平成22年度末基金残高は1億3,785万3,621円となります。続きまして、科学館施設整備基金につきましては、年度末基金残高は6億349万6,376円となっております。

以上、雑駁でございましたが、平成22年度決算の補足説明とさせていただきます。

最後に、「平成22年度多摩六都科学館組合一般会計決算審査意見書」をお手元に配付していますので、御参照いただきますようお願いいたします。

- ○議長(桜木善生君) 引き続き監査委員の審査報告を求めます。髙木監査委員。
- ○監査委員(髙木保男君) それでは、平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算

審査について報告いたします。

平成22年度の決算については、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成23年9月16日に多摩六都科学館組合101会議室において実施いたしました。審査は、管理者から提出された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をもとに、地方自治法第2条第14項の規定の趣旨と予算議決の精神に基づき、計数の正確性の検証を行いました。さらに、法令に基づいて予算が適正に執行されたか、基金の管理が適正になされているかを関係書類と照合し、必要な事項は職員の説明を求め、審査を実施いたしました。その結果、審査に付されました平成22年度歳入歳出決算及び附属書類は法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしました。その結果につきましてここに御報告申し上げます。

本組合の平成22年度予算は、組合構成市の厳しい財政運営を受けて、前年度に引き続き、次の3点をポイントに編成されています。1点目は、自主財源比率を28%に向上させるため、集客目標に向けて努力する一方、2点目の目標として、需用費や委託料などの経常的な運営経費を可能な限り見直し、おおむね3%削減しています。3点目は、構成市の財政負担を軽減するために、構成市負担を3%削減、総額で2,000万円を減額しています。具体的には、平成22年度の予算編成に当たっては、科学館の生命線である魅力ある事業の創出のため、従前の手法・発想にこだわることなく既存事業の見直しを行い、すべての事務事業について予算枠の上限を設定し、枠配分を行う中で再構築するとした。管理運営経費については、合理的な業務仕様書の見直しを含めて、有効性、効率性を重視した予算編成となっている。このような予算編成作業により徹底した歳出の絞り込みを行った結果、経費の削減がなされたものと評価しております。また、平成21年度に引き続き、構成市との連携・支援による多摩・島しよ子ども体験塾事業を実施し、外部資金を活用して事業を展開しています。一方、お客様の安全対策として、エレベーター補修工事、展示棟外壁等補修工事などに対して財政調整基金を充当して計画的に実施していることを確認いたしました。

最後に、東日本大震災の影響から3月に16日間の臨時休館を余儀なくされた状況において、 科学館の利用者数は15万4,558人で前年度比9,645人の増(6.7%増)となり、目標とする年間14万人を大きく上回っています。事業予算が縮減される中で集客に努力した結果であると 考えております。今後とも、地域のための科学館として、財政運営の改善を課題としつつ、 市民のニーズに合った事業が豊かに展開されることを望みます。

以上で平成22年度決算審査報告とさせていただきます。

〇議長(桜木善生君) 御苦労さまでした。

監査委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。――よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号「平成22年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(桜木善生君) 日程第7「議案第14号 平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正 予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

○管理者(坂口光治君) 議案第14号「平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算(第 1号)」について提案理由を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第218条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,640万2,000円とするものでございます。

後ほど事務局より補足説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう お願い申し上げます。

以上です。

○議長(桜木善生君) 説明の途中でありますが、髙木監査委員が退席されます。御苦労さまでございました。

〔監査委員退席〕

○議長(桜木善生君) 引き続き補足説明を求めます。伊藤事務局長。

○事務局長(伊藤憲一君) 議案第14号「平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算(第 1号)」につきまして、管理者に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。補正予算書でございます。事項 別明細書でございます。

第2款使用料及び手数料でございますが、先ほど管理者から行政報告の中で御説明がありましたように、今年度もたくさんのお客様に御来館いただきまして、入館料及び観覧料がふえております。第2款の使用料及び手数料につきましては、当初予算額7,250万7,000円に400万円を増額いたしまして、予算現額を7,650万7,000円とするものでございます。内訳といたしましては、科学館使用料につきましては350万円を増額し、駐車場使用料につきましては50万円を増額するものでございます。

続きまして、第5款繰入金でございますが、今般の補正予算編成に伴いまして財政調整の必要がありますので、500万円を基金より繰り入れいたします。当初予算額2億3,100万円に500万円を増額いたしまして、予算現額を2億3,600万円とするものでございます。

次に、第6款繰越金でございますけれども、前年度の繰越金が1,003万6,608円となっておりますので、補正前の予算額800万円に203万7,000円を増額いたしまして、予算現額を1,003万7,000円とするものでございます。

以上の結果、歳入合計、補正前予算額9億2,536万5,000円に1,103万7,000円を増額し、予 算現額を9億3,640万2,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。

第2款総務費でございますが、第1項総務管理費、第1目一般管理費の当初予算額2億9,149万3,000円に1,103万7,000円を増額し、予算現額を3億253万円とするものでございます。

13節委託料は431万5,000円を増額いたします。これは、平成24年4月から指定管理者が事業を運営開始いたしますので、本年11月よりその準備と引き継ぎを実施いたします。5カ月分の事業引継経費といたしまして431万5,000円を増額するものでございます。内訳といたしましては、主に事業引き継ぎに係る人件費でございます。総括マネジャー、経営管理担当者、マーケティング地域連携担当、研究交流担当、アテンダントの担当5名、プラネタリウムの担当者3名の人件費331万円、そのほかに、社会保険、福利厚生費、交通費、職員採用経費、一般管理費、消費税等を含めますと、431万5,000円となるものでございます。

続きまして、15節工事請負費は170万4,000円を増額いたします。内訳といたしましては、

現在の組合事務所は指定管理者が事務所として使用するスペースとなります。 1 階の101会議室というものがございますが、これが組合事務室に転用されます。現在の101会議室は部屋の照度が足りませんので、照度を上げるため、蛍光灯を新設・設置いたします。また、組合事務所を移転しますと組合職員の更衣室、休憩室がなくなりますので、現在和室として使っておりますものを更衣室と休憩室を兼ねるスペースに改修するものでございます。そのほかに、事務局の事務処理のコンピューターのシステムに係るLANケーブルの設置、それから、通用口にモニターつきのインターホンを設置したいと考えております。

次に、25節積立金でございますが、財政調整基金でございます。501万8,000円を増額いたします。これは、平成22年度の決算剰余金、繰越金ですけれども、1,003万7,000円となっておりますので、地方財政法第7条の規定により、2分の1の501万9,000円を平成23年度会計の財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上の結果、歳出合計、当初予算額 9 億2,536万5,000円に1,103万7,000円を増額し、予算 現額は 9 億3,640万2,000円となるものでございます。

平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算(第1号)の御説明は以上でございます。

- **〇議長(桜木善生君)** これより質疑に入ります。質疑のある方は。9番 稲垣裕二議員。
- ○9番(稲垣裕二君) まず、科学館の使用料、これは入館者がふえると、こういう見込みだということだと思うのですが、それで350万円の増額ということです。本日、資料9で入館者数の集計表が出ておりますが、現時点で見込み着地点をどの程度として見ているのかということをまず最初にお尋ねします。

それと、もう1つは、御説明の中で、歳出のほうになりますが、一般管理事務費、指定管理者事業引継経費ということで、人件費ですよと。各部署で5名プラスプラネタリウムで3名ということなんですが、それで431万5,000円ということですが、指定管理者への引き継ぎで、人件費について5カ月分を組合ですべて負担するという内容になっているのか、具体的なやりとりといいますか、こちらに来られたときに負担をするとか、具体的な部分をもうちょっと御説明いただければと思います。

以上です。

- 〇議長(桜木善生君) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤憲一君) まず、ちょっと御質問のお答えが逆になってしまいますけれども、 指定管理者の事業引き継ぎにつきましては、指定管理者となる事業者から既に見積もりをい ただいたところでございまして、出来高払いということになりますので、御指摘のように、

来たときに人件費が加算されるということになっております。例えば、冒頭に御説明いたしました総括マネジャーにつきましては、お一人担当ということで、1.5カ月分で50万円ということで見積もりをいただいております。また、経理管理グループリーダーということでお一人、1.5カ月分、43万円。その他にも、マーケティングの地域連携グループリーダー、それから、研究交流グループリーダー等がございますけれども、そのような形で出来高払いということで私どもはお支払いをしたいというふうに考えております。

○議長(桜木善生君) こういうことではないでしょうか、私が口を出すのもなんですけども。 4月1日から指定管理者に移行すると。ちょうど議案があると。にもかかわらず、指定管理 者事業引継経費がここに載っていると。この内訳とか論理的な説明が必要なのではないでしょうかという意味合いだと思うのですが。

9番 稲垣裕二議員。

- ○9番(稲垣裕二君) 1回休憩していただきたいです。
- 〇議長(桜木善生君) 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(桜木善生君) 休憩を閉じて再開いたします。
管理運営課長。

- ○管理運営課長(神田正彦君) 指定管理者業務につきましては、一般的には当該の指定期間から開始されるということで、前年度において引継経費を見込まないで、当該指定期間において経費を見ていくという考え方が1つと、それから、大規模な施設においては引き継ぎ期間がある程度必要です。そのためには、引き継ぎのための人員を雇用しなければならないなどの経費負担が発生いたしますので、指定期間前の年度においても委託業務において引き継ぎ業務を予算化するという2つの例がございます。今回は、その点におきまして、後者の考え方をとりました。これは、科学館の運営が非常に多数の人数、大規模な運営経費をもって行われるというところから判断したものでございます。
- ○議長(桜木善生君) もう1点、入館者の見込み数という質問もありました。管理運営課長。
- ○管理運営課長(神田正彦君) 入館者の見込み数、使用料の見込みという点については、今年度後半、11月からプラネタリウムが休止されます。このことによりまして、入館者数、使用料とも減少するという見込みを持っております。おおむね、プラネタリウムの観覧率といる。

うのは科学館入館者の7割を占めておりましたが、後半の年度において集客の事業も努力してまいりますので、5割程度減少するものかなというふうに考えております。したがいまして、現在、入館料につきましては、駐車場の利用料が1,300万円程度、それから、科学館の使用料については6,000万円程度というふうに考えております。合わせますと、7,300万円ほどの入館料収入になるかなというふうに見込んでおります。

- 〇議長(桜木善生君) 稲垣議員。
- ○9番(稲垣裕二君) まず、最初に御答弁いただいたほうの引き継ぎ関係についてです。今、 御説明いただきまして、考え方としては2通りあって、そのうち、人件費の引き継ぎ等を込 みだということで、科学館組合のほうではそういう選択をしたということで、この点につい ては理解いたしました。どういう姿があるべき論として正しいのかということはまた別とい たしまして、それで御説明としては理解いたしました。

それから、入館者の数についてです。11月から休館をして、かなり減るだろうと。減るのだけれども、今回の補正では増額しますということになるわけですよね。そうすると、使用料のもともとの当初予算の組み方がおかしいのではないのかというような話になるのか、あるいは、今の説明を私のほうで変な理解をしているのか、ちょっとよくわからなくなってしまったので、改めて御説明いただけますか。

- 〇議長(桜木善生君) 簡潔にひとつ。管理運営課長。
- ○管理運営課長(神田正彦君) 資料9の入館者数で申し上げますと、まず、入館者数の表の下にちょっとつけ足している部分がございまして、そこに上半期の入館者の状況が出ております。これでごらんいただきますと、前年度に対して1万1,985人、11.9%の増となっております。駐車場の利用についても同じようなことで15%ほど増になっております。2ページ目の使用料の集計をごらんいただきますと、やはり、こちらのほうも前年度に比しまして上半期で16.5%の増ということで、おおむね15%前年度を上回っております。これは、先ほどの行政報告にもございましたように、「トリックアート展」をはじめとする企画展と、それから、プラネタリウム、映画による集客の増が功を奏したというふうに考えております。この点は当初予算を上回る伸びを示したということになっております。この伸びの分が、使用料で言いますと、科学館使用料が733万円ほど、駐車場使用料が173万円ほどということで、合わせまして900万円ほど増額になっております。これらの増額を受けまして、後半の減少率を差し引いた見込みが先ほど御提示いたしました補正額となっております。
- 〇議長(桜木善生君) 9番 稲垣裕二議員。

- ○9番(稲垣裕二君) 了解しました。
- **○議長(桜木善生君)** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号「平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算(第1号)」を採 決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(桜木善生君) 日程第8「議案第15号 工事請負契約の締結について」を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

○管理者(坂口光治君) 議案第15号「工事請負契約の締結について」、提案理由を御説明申 し上げます。

多摩六都科学館プラネタリウム設備改修工事施行のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成2年多摩六都科学館組合条例第16号)第2条に基づき、多摩六都科学館プラネタリウム改修工事を実施するため工事請負契約を締結する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

- 1、契約の目的、多摩六都科学館プラネタリウム設備改修工事。
- 2、契約の方法、随意契約(公募型プロポーザルによる)。
- 3、契約金額、3億9,637万5,000円(消費税及び地方消費税を含む)。
- 4、契約の相手方、東京都府中市矢崎町四丁目16番地、株式会社五藤光学研究所。
- 5、工期、契約確定の日の翌日から平成24年6月30日まで。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

- ○議長(桜木善生君) 補足説明を求めます。管理運営課長。
- ○管理運営課長(神田正彦君) 続きまして、議案第15号の補足説明を申し上げます。

契約の目的は、機器類の耐用年数を超えた老朽化したプラネタリウム及び全天周映画映写機を更新して、大型ドームをフルに活用し、参加性を高めて、市民にとってより魅力ある設備づくりを図ることといたします。

契約の方法としては、複数の業者から企画・技術提案を提出していただき、提案内容を審 査し、内容や業務遂行能力が最もすぐれた者と契約する公募型プロポーザルを実施いたしま した。これにより、効率的な経費投入を図りつつ、長期にわたる運用の安定性と高度な技術 力、柔軟な発想力を持ち、設計から製造、設置、施工、調整、その後の長期的保守管理まで 責任を持って担える事業者を選定したところでございます。公募は平成23年4月26日に行い、 3つの事業者から提案書が提出されました。審査の経緯や内容については、資料3をご覧い ただき、御確認願います。業者の選定には、高柳館長をはじめ、学識経験者と小学校教員、 構成市職員の5人による多摩六都科学館プラネタリウム業者選定委員会を設置し、3回にわ たる委員会で審議し、最優秀案を決定いたしました。審査では、価格に加えて提案内容の優 劣を検討する総合評価方式により最優秀案を選定し、価格と品質が総合的にすぐれた提案者 に設計・施工の一括発注を行うことといたしました。結果は、500点満点の総合評価点に基 づく順位により、最優秀案は株式会社五藤光学研究所で、評価点は363点、次点は338点でし た。選定理由としましては、当館のプラネタリウムの運用方針を的確に理解し、求められる 機能を把握していることに加え、事業目的に対する理解度が高く、提案内容に説得力がある。 自由提案事項に関して具体的で有効な提案がなされているなどの点が高く評価されました。 資料4に最優秀提案者とほかの参加団体の概要がありますので、御確認願います。

契約金額は3億9,637万5,000円で、第3款事業費、第1項事業費、第1目事業費の第15節 工事請負費、プラネタリウム設備改修工事において2億円の予算を計上しており、平成24年 度に2億円の債務負担行為を設定させていただいております。

工事は平成23年11月に着工し、平成24年6月末の完成に向け約8カ月間の工期を予定して おり、この間、プラネタリウムは休止いたします。

ここで、工事の概要について説明をいたしますので、資料 5 をごらんいただけますでしょうか。

更新内容のポイントといたしましては、1番の光学式プラネタリウム更新、2番のデジタ

ル式プラネタリウムの導入ということと、5番のドームスクリーンの張りかえ、6番のシート交換、これらを果たしまして、9番、10番にございますような多目的利用、インタラクティブな演出、そして、ライフサイクルコストと呼ばれている長期間にわたるトータルな経費の削減等をねらいといたしてしおります。

では、右下にページ数が出ておりますが、次の1ページ目をごらんください。これは、光 学式プラネタリウムの提案書の部分の写しでございます。左側にこの特徴が出ておりますが、 今回多摩六都科学館に入りますのは、大型のプラネタリウム機器としては世界で初めて高輝 度のLEDを光源といたします。LEDを光源といたしますと、ほぼ15年間と言われている 耐用年数いっぱいに交換する必要がないということで、電球交換のコストと手間が省けます。 また、熱も発生しないために、機械的に長寿命となります。さらに、1億4,000万個の星空 を映せるという機能がございまして、これは世界最多の恒星数となります。このようなシャ ープで美しい星空を投影することができるのが光学式投影機でございます。

続いて、2ページ目をごらんいただきますと、デジタル式プラネタリウムの概要が出ております。デジタル式プラネタリウムは、そこに図が出ておりますプロジェクターで映し出します。この高解像度プロジェクターを4台、2台1組で全天を2分割しますが、4台で投影するというシステムを採用いたします。これも今回のプラネタリウムで初めて試みられることです。これによりまして、明るい映像とコントラストの高い映像を両立させることができ、将来的には3Dの投影システムにも対応できるというものでございます。

続きまして、3ページ目をお開きいただきますと、全体の更新の概要が出ております。左側の図の下のほうにございますように、レスポンスアナライザーと呼ばれている回答装置を新たに244席つくります。また、固定席を今のものより幅広にします。また、移動席を21席用意しまして、車いす14台に対応できるようにいたします。現行の5台から大幅にふえます。また、家族席を設けまして、こちらはベンチシート型の席で、幼児をお連れになった御家族と、あるいは、障害者の方もこういったところを御利用いただけるようにいたします。また、ドーム全体のカーペットを張りかえます。そして、ドームスクリーン、これもすべて張りかえます。

右側の図にございますが、これは断面図です。傾斜型のドームとなっておりますので、プラネタリウムの中心にある光学式プラネタリウムの裏側がバックヤードになっております。 ここに番組制作システムを入れまして、番組を外注しなくても内部で安価に制作できるようにいたします。 このような更新を図りまして、続いて、4ページ目の図のようなイメージになっていくというものでございます。現状が左上に出ておりますが、現状の真ん中にございますプラネタリウム機械が、今度はうんとコンパクトなものになります。このコンパクトになった分、座席数を一部ふやしたり、座席の幅を広げたりということが可能になりました。また、ドームスクリーン等もすべて新しくなり、階段には足元にLEDを照らして危険がないように、安全性を高めるような工夫もされるようになります。

以上が更新の内容でございます。

今後の予定ですけれども、11月以降、工事期間中にはイベントホールに小型の仮設プラネタリウムを設置して、星空紹介を解説員が行うなど、天文の学習活動は継続して実施してまいります。また、工事の要所要所で見学会を開催して、圏域市民の方々にリニューアルされる工事の様子を見学していただく機会を設けたいと考えております。なお、来年7月にリニューアルオープンを予定しておりますが、その際には市民をお招きして、セレモニー等を予定しております。そこで、プラネタリウムのオリジナル番組として、今年度から制作に入る天文科学番組と幼児向け番組を公開することといたします。今回の契約ではリニューアル番組の制作協力も含めております。

以上の内容でプラネタリウム設備改修工事の工事請負契約を締結することについてお諮 りをいたします。

- ○議長(桜木善生君) これより質疑に入ります。質疑のある方は。──ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(桜木善生君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(桜木善生君) 日程第9「議案第16号 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の

指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口管理者。

○管理者(坂口光治君) 議案第16号「多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理 者の指定について」、提案理由を御説明申し上げます。

多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める必要があるため、御提案 申し上げるものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設、(1)名称、多摩六都科学館、所在地、東京都西東京市芝久保町5丁目10番64号、(2)名称、多摩六都科学館駐車場、所在地、東京都西東京市芝久保町5丁目10番地内。
- 2、指定管理者となる団体、所在地、東京都港区台場2丁目3番4号、名称、株式会社乃村工藝社。
- 3、指定の期間、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。 後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 〇議長(桜木善生君) 補足説明を求めます。管理運営課長。
- ○管理運営課長(神田正彦君) 続きまして、議案第16号「多摩六都科学館及び多摩六都科学 館駐車場の指定管理者の指定について」、管理者に補足して御説明申し上げます。

多摩六都科学館組合では、市民サービスの向上と運営の効率化を目的に平成24年4月から 指定管理者に包括的な運営を委託していくこととし、平成23年6月27日に公表した指定管理 者の公募について、多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、指定管 理者候補者の優先交渉権者を決定いたしました。

ここで、これまでの指定管理者制度導入までの経緯を簡単に振り返らせていただきます。 平成18年度から、多摩六都科学館に指定管理者を導入することについて組合議会でたびた び御質問をいただき、組合理事会において、この問題を検討するよう指示がありました。ポ イントとしては、構成市の財政状況をかんがみて、科学館の運営をより一層効率化する必要 があることと、市民のニーズの多様化に迅速で柔軟な対応が求められることから、包括的に 民間事業者に管理運営を行わせる指定管理者制度のメリットが十分見込めるか、デメリット とともに慎重な検討を行うことといたしました。平成20年度に事務局に多摩六都科学館組合 における指定管理者制度調査研究プロジェクトチームを置いて、一部事務組合に指定管理者 制度を導入することの可否、ほかの類似する施設の導入実施状況等の予備的な調査・検討を 行いました。平成21年度には多摩六都科学館組合事務連絡協議会運営企画部会を設置して、 多摩六都科学館指定管理者制度導入検討部会として、構成市の職員をメンバーとして、指定 管理者制度の導入と科学館の運営上の主要課題の検討を行いました。その結果については平 成22年5月の多摩六都科学館組合議会全員協議会で御説明し、同年7月の理事会での方針決 定を経て、同年7月の全員協議会で、改めて指定管理者制度導入の方針について議会の御意 見を聞く機会を設けました。また、平成22年8月から9月にかけて、指定管理者制度導入に ついて、圏域市民意見公募、いわゆるパブリックコメントを行い、広く意見を募りました。 これらの調査、意見聴取、検討を経て、平成24年度から指定管理者を導入することとして、 懸案であったプラネタリウム更新とあわせて実施し、導入効果を一層高める計画を策定して、 平成23年度に指定管理者の候補選定を行った次第です。指定管理者に管理を行わせる施設は、 館庭雑木林を含む科学館の施設と科学館駐車場の2件となります。これは科学館と駐車場に おのおの設置管理条例が置かれていることによりますが、どちらも同じ指定管理者が管理運 営を行うことといたします。指定期間はどちらも平成24年4月1日から平成29年3月31日ま での5年間です。

資料6の2枚目以降に審査報告書の内容が出ておりますので、御確認ください。優秀提案者の決定は、有識者と行政関係者5人から成る多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会にお諮りし、指定申請のあった7団体から提出された書類及び提案者のプレゼンテーションとヒアリングにより入念に審査を行い、選定したものです。このたび審査が終了し、優秀提案者及び第2順位、第3順位候補者を選定しましたので、9月22日に組合管理者に報告され、9月28日に審査結果をホームページで公表したところです。指定管理者の優先交渉権者は株式会社乃村工藝社、代表取締役社長、渡辺 勝、本社、東京都港区台場2丁目3番4号となります。資料7に企業概要をお示ししていますので、御確認をお願いいたします。株式会社乃村工藝社は博覧会や博物館の展示業者としては国内最大手であり、これまで博物館・科学館の指定管理者を全国で8館実施している実績も有しています。これにより安定的な運営が期待できる一方、選定委員会の桧森委員長の講評にあるとおり、提案の理由と目的が明快で、構成市と組合が求めている科学館運営の革新を最も体現するプランとなっていました。また、地域のイベントや科学館のボランティア活動に参加するなど、実地調査を十分に行って企画されており、今後、市民と向き合って地域密着の管理運営に邁進する姿勢が高

く評価されています。今後は組合と揺るぎない信頼関係を構築し、地域コミュニティーの拠点となる体験学習のプログラムを開発して、これまでの科学館を超える新たな取り組みを行っていくことが求められています。

以上、雑駁ではございましたが、指定管理者の指定に関する補足説明とさせていただきます。

〇議長(桜木善生君) 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜木善生君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。――ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桜木善生君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号「多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(桜木善生君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**〇議長(桜木善生君)** 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。管理者。

**〇管理者(坂口光治君)** 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お 礼を申し上げさせていただきます。

本日は、議員の皆様方には大変御多用の中お集まりいただきまして、まことにありがとう ございます。ただいま議案を御審議いただきまして、御決定いただきまして、まことにあり がとうございます。

行政報告で触れさせていただきましたが、平成23年度の上半期は、おかげさまで入館者数が昨年を大きく上回る状況となりました。しかしながら、先ほども説明させていただきましたが、11月からのプラネタリウム施設改修による入館者、観覧者の減少が見込まれていますが、集客期に多くのお客様に御来館いただけるよう充実したイベントを用意することにより、

少しでも減収を抑えていかなければならないと考えております。これからも気を緩めることなく、集客増に向けて、職員、スタッフともに緊張感を持って事業運営に当たってまいりますので、組合議員の皆様におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

#### 〇議長(桜木善生君) 御苦労さまでした。

これをもちまして平成23年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 桜 木 善生

多摩六都科学館組合議会議員 山 崎 秋 雄

多摩六都科学館組合議会議員 斉藤正彦